事務所ご案内

~ お客様毎の"課題"に寄添い、共に考え、"安心"をお届けします ~



かなくぼ社労士事務所コア Κ 洗足オフィス

社会保険労務士 金久保 秀治

(東京都社会保険労務士会 品川支部所属 登録番号 第13220180号)

〒142-0064

東京都品川区旗の台 6 丁目 1-9 コア K1F

電話 03-6421-6515

携帯 090-1118-3013

E-mail: shuji-kanakubo1994@outlook.jp

事務所 HP: https://kanakubo-sr.com

⇒(品川区公式ホームページの広告欄に掲載いただいています)

◇ 料金体系

■一般顧問契約料金

入社・退社・保険事故発生時の各種手続き、各種保険給付の申請、請求、人事・労務管理、労働 社会保険諸法令についての相談、指導等全般を受任する、顧問契約を締結いたします。料金は、お客 様の人員数(正規・非正規込)により下表の通りとなっています。※

人員数	月額顧問契約料金(税別)	人員数	月額顧問契約料金(税別)
5 人未満	10,000円	60 人~69 人	45,000円
5人~9人	15,000円	70 人~79 人	50,000円
10人~19人	20,000円	80 人~89 人	55,000円
20 人~29 人	25,000円	90 人~99 人	60,000円
30 人~39 人	30,000円	100人~149人	70,000円
40 人~49 人	35,000円	150人~199人	80,000円
50 人~59 人	40,000円	200人~249人	90,000円

^{※250} 名以上の場合、人員数 50 名増ごとに、20,000 円(税別)が加算されます。

※下表の業務は、上表顧問契約料金には含まれません。(ただし、顧問契約を前提とする優遇料金です。)

(税別)

業務内容	別途料金(税別)
障害・遺族補償年金等受給手続き	初年度年金受給決定額の 10%
障害・遺族厚生・基礎年金等受給手続き	初年度年金受給決定額の 10%
就業規則の作成・届出	70,000円
就業規則の改定・届出	20,000円~ (左記を下限として改定内容により協議)
賃金規程、退職金規程等の作成・届出	1 規程 45,000 円
賃金規程、退職金規程等の改定・届出	1 規程 10,000 円~ (左記を下限として改定内容により協議)
各種助成金等の申請	受給決定額の 10%、着手金なし
社会保険算定基礎届	顧問契約料金の1カ月分
社会保険月額変更届	顧問契約料金の 0.5 カ月分
労働保険概算・確定申告	顧問契約料金の1カ月分
給与·賞与計算代行	基本料金として 5 人まで 15,000 円 、以降 1 人増ごとに、 500
	円 加算

会社設立時社会保険新規適用	30,000円
会社設立時労働保険新規適用	30,000円

■スポット契約料金

顧問契約を締結せず、下表の個々の業務ごとのスポット契約に基づき発生します。

業務内容	スポット契約料金(税別)
労働保険にかかる各種手続き代行業務	1 人 1 件ごとに 15,000 円
社会保険にかかる各種手続き代行業務	1 人 1 件ごとに 15,000 円
障害・遺族補償年金等受給手続き	着手時 15,000 円、初年度年金受給決定額の 15%
障害・遺族厚生・基礎年金等受給手続き	着手時 15,000 円、初年度年金受給決定額の 15%
労働保険にかかる各種相談対応業務	相談内容により個別協議
社会保険にかかる各種相談対応業務	相談内容により個別協議
就業規則の作成・届出	110,000円
就業規則の改定・届出	40,000 円~ (左記を下限として改定内容により協議)
賃金規程、退職金規程等の作成・届出	1 規程 60,000円
賃金規程、退職金規程等の改定・届出	1 規程 20,000 円~ (左記を下限として改定内容により協議)
各種助成金等の申請	受給決定額の 15%、着手金なし
社会保険算定基礎届	基本料金として 5 人まで 10,000 円、以降 1 人増ごとに
	1,000 円加算
社会保険月額変更届	基本料金として 5 人まで 5,000 円、以降 1 人増ごとに
	500 円 加算
労働保険概算·確定申告	基本料金として 5 人まで 10,000 円、以降 1 人増ごとに
	1,000 円加算
給与·賞与計算代行	基本料金として 5 人まで 25,000 円、以降 1 人増ごと
	に、1,000円加算
会社設立時社会保険新規適用	50,000円
会社設立時労働保険新規適用	50,000円

セミナー・研修講師料金

1 時間 25,000 円(税別)で承ります。※首都圏 4 都県交通費無料、その他交通費実費ご請求 (セミナーテーマ・研修内容等については、都度ご相談して決定します。)

◇主な取扱業務

■ アウトソーシング業務

社員様に入社・退社等が発生したときの、雇用保険・健康保険・厚生年金保 険等の被保険者資格の取得・喪失に関する各種手続き代行、社員様の給与・ 賞与に関する計算代行等を行うと同時に、それらに関する法定帳簿の調製を 行います。また、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険等に関する 各種保険給付の請求実務をお客様に代って行い、お客様が本業に専念でき る態勢作りを通じて、生産性アップに貢献したいと思います。

■ 人事・労務コンサルティング業務

人事・労務に関して課題を感じておられる場合や、「働き方改革」関連諸法への対応など、お客様が不安に思っておられることに対し、お客様の現状に基づき、それに寄り添い、お客様とともに最善の解決策を考えて参ります。また、就業規則・賃金規程・退職金規程等の作成、見直しを通じて、課題を解決する人事・労務の制度構築を行うと同時に、お客様に最適な各種助成金のご案内・当局への申請代行を行って参ります。

■ 年金相談・生命保険コンサルティング

厚生年金、国民年金にかかる各種疑問・ご不安、例えば、老齢年金・遺族年金の予想支給額や、障害の程度による障害年金の支給の可能性等、お客様に寄り添い、ご相談に応じるとともに、公的年金の各種申請手続きの代行を行います。また、生命保険会社勤続40年の所長のキャリアを踏まえ、上記公的年金に加え、民間の個人年金保険についても、お客様毎の公的年金の予想支給額等を踏まえた、自助努力に関するアドバイス等もさせていただきます。